

令和5年第14回伊賀市教育委員会 議事日程

令和5年12月25日 9:30～
伊賀市役所 4階 会議室406

・開会宣言（開会あいさつ）

日程第1 議事録署名委員の指定について

日程第2 令和5年第13回伊賀市教育委員会定例会議事録の確認について

日程第3 議案第63号 令和5年度一般会計補正予算 教育費関係の専決処分の承認について

日程第4 議案第64号 伊賀市立学校施設の開放に関する規則の制定について

議案第65号 伊賀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について

議案第66号 伊賀市立学校施設の使用に関する規則の廃止について

議案第67号 伊賀市立学校施設の使用に関する要綱の廃止について

日程第5 議案第68号 伊賀市教育委員会公印規則の一部改正について

日程第6 報告説明事項

- ① 令和5年伊賀市議会12月定例会議 教育行政関係一般質問について
- ② 寄附について
- ③ 第19回読書感想文コンクール審査結果について
- ④ その他

議案第 63 号

令和 5 年度一般会計補正予算 教育費関係に係る専決処分の承認について

令和 5 年度一般会計補正予算（第 8 号）教育費関係に係る専決処分について、伊賀市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成 16 年教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき承認を求める。

令和 5 年 12 月 25 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 提案理由 令和 5 年 11 月 24 日付で三重県教育委員会事務局より文部科学省による令和 5 年度補正予算（案）への事業前倒しについて連絡があったことに伴い、12 月追加補正に計上することとなったため、専決処分を行ったことに対する承認を求めようとする。
- 2 予算の内容 別紙のとおり【詳細資料省略】

議案第 64 号

伊賀市立学校施設の開放に関する規則の制定について

下記のとおり伊賀市立学校施設の開放に関する規則の制定を求める。
令和 5 年 12 月 25 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 制定理由 伊賀市立の小学校及び中学校の施設を有効に活用し市民の利用に供するため実施している学校開放の運用にあたり、オンライン予約システムである「伊賀市公共施設予約システム」を導入するため、必要な事項を定めた規則を制定しようとする。
- 2 制定内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 令和 6 年 3 月 1 日

伊賀市立学校施設の開放に関する規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、地域におけるスポーツ、レクリエーション、文化及び社会教育等の普及振興を図るため、教育基本法（平成18年法律第120号）第12条第2項、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第13条及び社会教育法（昭和24年法律第207号）第6章各条の規定に基づき、伊賀市立の小学校及び中学校の施設を学校教育に支障のない範囲で有効に活用し、市民の利用に供すること（以下「学校開放」という。）に関し必要な事項を定める。

（対象となる学校）

第2条 学校開放の対象となる学校（以下「開放校」という。）は、伊賀市立の小学校及び中学校とする。

（対象となる施設）

第3条 学校開放の対象となる施設（以下「開放施設」という。）は、次に掲げる施設とする。

- (1) 運動場
- (2) 屋内運動場
- (3) 武道場
- (4) 多目的ホール

（学校開放にかかる事務）

第4条 学校開放にかかる事務については、伊賀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成16年伊賀市教育委員会規則第6号）第2条の規定により、企画振興部スポーツ振興課が行う。

（開放施設の管理責任）

第5条 開放施設の管理は、伊賀市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

2 開放校の校長は、学校開放に関する責任を負わないものとする。

（運営協議会の設置）

第6条 教育委員会は、学校開放を円滑に進めるため、開放校ごとに学校施設開放運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置することができる。

（運営協議会の組織）

第7条 運営協議会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 当該開放校を代表する者
- (2) 当該開放校の開放施設を使用する各団体を代表する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、当該開放校の校長が推薦する者

2 運営協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

（運営協議会の事務等）

第8条 運営協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 開放施設を使用する団体との調整に関すること。
 - (2) 前項に掲げるもののほか、学校開放に必要な事項に関すること。
- 2 運営協議会の庶務は、企画振興部スポーツ振興課において処理する。

（学校開放の日時等）

第9条 開放施設を使用することができる日及び時間は、次の各号に掲げる日の区分に応じ、当該各号に掲げる時間とする。ただし、学校教育上及び学校開放の運営上支障があると各開放校の校長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 伊賀市立学校（園）の管理及び運営に関する規則（平成16年伊賀市教育委員会規則第18号）第5条に規定する休業日 午前8時から午後10時まで
- (2) 前号に掲げる日以外の日 午後5時から午後10時まで

（使用者の範囲）

第10条 開放施設を使用することができる者は、伊賀市内に住所を有する者（伊賀市内の事業所、学校等に通勤し、又は通学する者を含む。）で構成されている団体であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) スポーツ・レクリエーション活動又は文化活動を目的とする団体
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める団体

(使用の申請)

第 11 条 開放施設を使用しようとする団体は、あらかじめ伊賀市公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）により利用者登録を行わなければならない。

2 前項の規定により利用者登録を行い、ユーザー ID を通知された団体の責任者は、開放施設を使用しようとするときは、予約システムにより事前に予約しなければならない。

(使用の許可等)

第 12 条 教育委員会は、前条第 2 項の規定による予約を受けたときは、これを審査し、当該予約のあった開放施設の使用が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その使用を許可するものとする。

- (1) 学校関係団体が使用するとき。
- (2) 社会教育を目的とする行事又は事業に使用するとき。
- (3) 公共的団体が使用するとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が公益上必要と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、開放施設の使用を許可しない。

- (1) 学校教育上又は学校管理上支障があると認められるとき。
- (2) 開放校の施設又はその設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 公の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。
- (4) 営利を目的とする使用と認められるとき。
- (5) 政治活動に使用すると認められるとき（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 1 項に規定する個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催するために使用する場合を除く。）。
- (6) 宗教活動に使用すると認められるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

(許可の取消し)

第 13 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第 1 項の規定による使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 開放施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、この規則に違反したとき。
- (2) 使用者が偽りその他不正の行為により開放施設の使用の許可を受けたとき。
- (3) 災害、工事その他の理由により開放施設の使用ができなくなったとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不相当と認めたとき。

(使用者が遵守すべき事項)

第 14 条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 火災、事故等の防止に努め、危険な行為を行わないこと。
- (2) 許可された使用の目的以外に開放施設を使用しないこと。
- (3) 許可された開放施設以外の場所に立ち入らないこと。
- (4) 当該開放施設の学校長の指示に従うこと。

(原状回復の義務)

第 15 条 使用者は、開放施設の使用を終えたとき又は使用中に第 13 条の規定により使用の許可を取り消されたときは、直ちに当該開放施設を原状に復さなければならない。

(事故の責任)

第 16 条 開放施設の使用に係る事故については、当該開放施設又はその設備における管理上の不備による場合を除き、使用者がその責任を負うものとする。

(損害賠償)

第 17 条 使用者は、開放施設又はその設備を故意又は過失によって破損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めるときは、この限りではない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第 18 条 使用者は、開放施設を使用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(補則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、学校開放の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の施行の日以後の学校開放に関し必要な手続は、同日前においても行うことができる。

議案第 65 号

伊賀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正
について

伊賀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成 16 年伊賀
市教育委員会規則第 6 号）の一部正について、下記のとおり検討を求める。

令和 5 年 12 月 25 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 改正理由 伊賀市立の小学校及び中学校の施設を有効に活用し市民の利用
に供するため実施している学校開放の運用にあたり、所要の改正
を行おうとする。
- 2 改正内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 令和 6 年 3 月 1 日

伊賀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

伊賀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成 16 年伊賀市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表（第 2 条関係）に次のように加える。

企画振興部スポーツ振興課	学校開放に関すること。
--------------	-------------

附 則

この規則は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

議案第 66 号

伊賀市立学校施設の使用に関する規則の廃止について

伊賀市立学校施設の使用に関する規則(平成16年伊賀市教育委員会規則第39号)の廃止について下記のとおり検討を求める。

令和5年12月25日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 改正理由 学校開放にかかる事務において伊賀市公共施設予約管理システムを導入するにあたり、伊賀市立学校施設の開放に関する規則を制定するため、所要の廃止を行おうとする。
- 2 改正内容 別紙のとおり【詳細資料省略】
- 3 施行期日 令和6年3月1日

議案第 67 号

伊賀市立学校施設の使用に関する要綱の廃止について

伊賀市立学校施設の使用に関する要綱(平成 16 年伊賀市教育委員会告示第 8 号)の廃止について下記のとおり検討を求める。

令和 5 年 12 月 25 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

記

- 1 改正理由 学校開放にかかる事務において伊賀市公共施設予約管理システムを導入するにあたり、伊賀市立学校施設の開放に関する規則を制定するため、所要の廃止を行おうとする。
- 2 改正内容 別紙のとおり【詳細資料省略】
- 3 施行期日 令和 6 年 3 月 1 日

議案第 68 号

伊賀市教育委員会公印規則の一部改正について

伊賀市教育委員会公印規則（平成 16 年教育委員会規則第 8 号）の一部を改正する規則について、下記のとおり検討を求める。

令和 5 年 12 月 25 日提出

伊賀市教育委員会教育長 谷口 修一

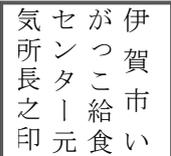
記

- 1 改正理由 伊賀市教育委員会の組織の変更等に伴い、所要の改正を行おうとする。
- 2 改正内容 別紙のとおり
- 3 施行期日 公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

伊賀市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

伊賀市教育委員会公印規則（平成16年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表（第1条関係）中いがっこ給食センター夢所長印の項の次に次のように加える。

いがっこ給食センター元気所長印	 <p>伊賀市いがっこ給食センター所長印</p>	てん書	方21.0	伊賀市いがっこ給食センター元気所長名をもってする一般文書	伊賀市いがっこ給食センター元気
-----------------	---	-----	-------	------------------------------	-----------------

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

令和5年第14回伊賀市教育委員会定例会議事録

1. 開催日時 : 2023年(令和5年)12月25日(月曜日)9時30分
2. 開催場所 : 伊賀市役所 4階 会議室406
3. 出席者 : 谷口教育長、内藤委員、中委員、野口委員、谷本委員、滝川事務局長、東社会教育推進監、川北教育総務課長、中釜学校施設室長、茶本学校教育課長、笠井文化財課長、小林上野図書館長、大岡いがっこ給食センター夢所長、奥井いがっこ給食センター元気所長
4. 傍聴人 : 4人
5. 協議事項 : (議案第63号) 令和5年度一般会計補正予算 教育費関係の専決処分の承認について
(議案第64号) 伊賀市立学校施設の開放に関する規則の制定について
(議案第65号) 伊賀市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正について
(議案第66号) 伊賀市立学校施設の使用に関する規則の廃止について
(議案第67号) 伊賀市立学校施設の使用に関する要綱の廃止について
(議案第68号) 伊賀市教育委員会公印規則の一部改正について
6. 報告説明事項 : ①令和5年伊賀市議会12月定例会議 教育行政関係一般質問について
②寄附について
③第19回読書感想文コンクール審査結果について
④その他

閉会 : 10時50分 署名委員 野口委員

事務局長 皆様方には、お忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。
ただいまより、令和5年第14回伊賀市教育委員会を開催させていただきます。
本日は、議事に入りますまでの進行を事務局の私の方で勤めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

さて、野口委員におかれましては、令和元年12月25日から教育委員を務めて

いただき、昨日令和5年12月24日までの任期となっておりますが、ご再任いただき、引き続きお願いしたいと思います。

任期につきましては、本日令和5年12月25日から令和9年12月24日までの4年間となります。改めてよろしくお願いいたします。

本日の委員の議席につきましては、仮の議席ということで、議長席を中心として、向かって右側からお名前の50音順にさせていただきました。ご了解をお願いいたします。

教育長 では議席につきまして、伊賀市教育委員会会議規則第4条第1項の規定により「委員の改任後の最初の会議にくじでこれを定める。」となっておりますことから、現在、谷本委員がお座りいただいている席を1番、内藤委員の席を2番、中委員の席を3番、野口委員の席を4番と定め、くじにより決定いたしたいと思います。

(くじ引きにより新しい席順の決定)

教育長 それでは、各委員の皆様方には議席の移動をお願いします。

(議席移動 ①内藤委員 ②谷本委員 ③野口委員 ④中委員)

教育長 先ほど辞令交付式が終わりまして、野口徹委員には本日から引き続き2期目をお引き受けいただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

また、職務代理者については、慣例によりまして任期最終年にあたる内藤委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

たいへん寒くなってまいりました。週末は天気にも恵まれた中で、定住自立圏の20数人の子どもたちが、ヘリコプターに乗りました。実際には5倍くらいの応募があったということです。

また、インフルエンザが流行っていますが、今のところ事件や事故などの報告はありませんので、穏やかに年末年始がすごせればと思っております。

教育長 それでは、これより令和5年第14回伊賀市教育委員会定例会を開催いたします。

本日は、全員が出席しており会議は成立しております。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりでございますが、このように取り扱うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議なしと認めます。
よって、本日の議事日程については、このとおりといたします。
それでは、これより議事に入ります。
日程第1 議事録署名委員の指定についてを議題といたします。
議事録署名委員には、野口委員を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 異議なしと認め、本日の委員会の議事録署名者は、野口委員といたします。よろしくをお願いします。

教育長 日程第2 令和5年第13回伊賀市教育委員会議事録の確認についてでございますが、議事録について、一部訂正などを求めたいといったことがございましたら、ご発言ください。

委員 議事録6ページの私の質問のところで、文章的にわかりにくくなっているのですが、金額が上がるというのは、何の金額について質問をさせていただいたのでしたでしょうか。

滝川事務局長 指定管理料の総額についてのことだったかと思います。

教育長 では、議事録には「指定管理料が」と追記してください。

それでは、議事録については、このように取り扱うこととしてよろしいか。

(異議なしの声)

教育長 議事録は、そのように修正することといたします。

教育長 日程第3 議案第63号 令和5年度一般会計補正予算 教育費関係の専決処分の承認についてを議題といたします。

本議案につきまして、学校施設室長から説明をお願いします。

(学校施設室長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

教育長 どちらの学校になりますか。

学校施設室長 柘植小学校の家庭科室の空調設備、中瀬小学校及び西柘植小学校のトイレ改修工事です。中学校は緑ヶ丘中学校調理室他ひと部屋の空調設備設置工事費、阿山中学校及び崇広中学校のトイレ改修工事費として計上しております。

教育長 給食管理経費はつけかえですね。給食無償化に伴い、国の方でということですね。

教育長 ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 63 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。

よって、議案第 63 号は、承認されました。

教育長 日程第 4 議案第 64 号 伊賀市立学校施設の開放に関する規則の制定についてを議題といたします。本議案は、議案第 65 号、第 66 号、第 67 号と関連がありますので、この 4 議案を一括議案といたします。

本議案につきまして、教育総務課長から説明をお願いします。

(教育総務課長 説明)

教育長 　　ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

委員 　　これまでと比較して、使用できる小中学校の範囲は変わりますか。

教育総務課長 　使用できる小中学校に、変更はありません。ただ施設としては、プールについての開放の項目を除いています。

委員 　　使用料については、かなり金額に差がある所もあって、いずれ使用料を徴収するということでしたが、その間は光熱水費は学校施設の出費ということで学校が負担することとなるのでしょうか。

教育総務課長 　これまでは使用料を定めてございまして、議案 67 号を見ていただきますと、屋内運動場は1面 500 円としておりましたが、実際には使用料ということではなく、実費負担に相当する金額として定めておりました。

　　使う人の中での児童生徒の割合によって、多くの場合は減免しており、これまで決算額としては年間 100 万円程度の収入がございました。今回新たに制度を作るにあたり、市全体で、学校だけではなく利用者の負担の制度を見直すということと、このシステムを導入するにあたり、他の施設にもこのシステムを広げていきたいということで進めてまいりました。この予約システムについては、学校開放から、活用を始めることになり、まずは料金を取らずにはじめて、利用者システムを使ってもらおうということから始めたいと思っています

委員 　　その間の光熱費の負担はどうなりますか。

教育総務課長 　これまでも学校や教育総務課で一旦負担している部分がありますが、そこへ利用料を充当していました。この充当分がなくなり、支出はそのまま学校で支出する部分と教育総務課で負担する部分とが残ります。

委員 　　事務はスポーツ振興課の方で行うということになっているのに、一旦システムを使っていた期間だけとはいえ、支出を学校や教育総務課に置くということなののでしょうか。支出は、市の方で負担するべきではないのですか。

教育総務課長 　もともと学校が支出するお金は今までと変わらないです。財源充当がなくなる

ので、市としては充当する財源がなくなるのですが、学校の負担が増えるのではないです。

滝川事務局長 利用料をとらなくなることで、これまで充当していた特定財源がなくなるのですが、一般財源が増えるということであって、それぞれの学校が負担するわけではありません。

委員 よくわかりました。

もうひとつお聞きします。このシステムの導入にあたり教頭先生の研修が行われるという説明でした。教頭先生の負担がなくなるのに、研修があるのはなぜですか。校長は責任を負わないと要綱案に書かれているとのことでしたが、労力的な負担を教頭が担うということであれば、教頭先生の負担はこれまでと変わらないのではないですか。

教育総務課長 これまでは学校を使いたいという団体があれば、学校の方で電話や対面で対応し、紙ベースで申込を受け、承諾するということを行っていました。

学校開放は学校業務に支障のないときに、施設を使用できるとしているものなので、この予約システムを導入したのちは、教頭先生は、学校で利用する部分をシステムに入れていただくなどの作業があり、システムの使い方は覚えていただくこととなります。また、運営協議会のメンバーとして学校も入っており、学校と利用団体で利用の調整などをしていただいています。これをシステムに入力した後、地域の運動会をしたいなど地域から利用の希望があった場合などについては、調整を一定は学校でしていただくこととなります。具体的には、申請書を出して、承認するというようなアナログでやっていた事務はシステムを利用するなどしてスポーツ振興課で行い、地域との調整などは学校でしていただくということとなります。

学校長は責任を負わないという規定に関しては、学校教育として使っている間は当然学校に責任があるわけですが、社会体育で使っていただく学校開放については、使うのは社会体育の団体ですから、もともと施設に瑕疵があったという場合の責任は逃れられないのですが、使用中になにか事故があった場合などに学校は責任を負わないという規定を作っているということです。

委員 説明いただいた内容は大変よくわかりました。もうひとつだけ、これは私の意見ですが、社会体育の団体が学校施設を使用しているとき、瑕疵以外は責任を負わないという条件で使用していただく、その采配を教頭先生が担うということに

ついては、再考が必要なのではないかと思います。責任を負わない時間帯に最終的に使用についての検討を教頭先生が担うというのは、教頭先生にとっても負担だろうし、事務をスポーツ振興課が担うならば、その采配も含め、スポーツ振興課であるのがよいのではないかと思います。

例えば、前の教頭先生ときは、突然にお願いした行事を入れてくれたのに、今度新しく来た教頭先生には無理だと言われたというようなことが起こり得るのではないかと思います。顔が見えることがいい場合もありますが、顔が見えないこういうシステムを入れる中で、その調整の教頭先生の顔だけが見えるということがいいことなのか、これは再考していただけたらというのが私の意見です。

教育総務課長 法律上、学校の施設を教育委員会が責任を持つということは変えられないことで、文化とスポーツは本来教育委員会がすべきことですが、条例によって市長部局で行うこととしています。スポーツについても教育委員会で行うというまみにしている自治体もありますが、伊賀市の場合は教育委員会から抜けて、スポーツのことは市長部局ですということになっています。教育施設のことは教育委員会が責任を逃れられないので、使用の許可は教育委員会が出さざるを得ないです。ですので、事務だけをスポーツ振興課にやってもらうということになっています。実際にいつこの団体が使うのかということ、学校がするのか、教育委員会がするのか、スポーツ振興課がするのかということになりますが、予約のやり方を便利なものに変えるという今の段階では、調整の仕方は今まで通りの方がわかりやすいのではないかと思います。調整は学校で行うということでスタートしたいと考えています。先々は、そのような調整はなしに、本当にオンラインで空いているところに予約を入れられるようになれば一番いいのかもしれませんが、現実的にはほぼどの学校もあらかじめ登録した団体によってスケジュールが決まり、そこに地域の方から使わせてほしいという希望が入ると、これまでも学校側が調整していたものですから、一旦はその部分はそのままの方が分かりやすいのかと考えています。

ただ、教頭先生の負担軽減ということ言えば、運用していく中で不具合が出なければ、今後はもっと負担を軽減できるように考えていきたいです。

教育長 委員は5条の2の「校長は責任を負わない」となっている部分については、変えたほうが良いということですか。

委員 そうではないです。「校長は責任を負わない」ということになったのは非常にいいことですが、実際には、教頭先生の責任になっているのじゃないのかという

ことです。地域の方は、これまでどおり教頭先生にご相談されるでしょうし、運営協議会がすることを教頭先生が主導するのではなく、教育委員会が行うとなっていけば、教頭先生の負担も減るのではないのでしょうか。この規則の制定については、とてもいい方向に向かって検討いただいていると思いますので、そのあたりも考慮していただけたらと思います。

教育総務課長 これまで、学校開放に関する事務については、いくつもの所属が絡んでいて事務を煩雑にし、判断が遅れることになっていたのですが、スポーツ振興課が担うということを明確に定めることができたことが、今回は大きいのかと思っています。事務局としてスポーツ振興課を規定することができ、よりうまく回るように運用を考えていきたいと思っています。

委員 普及のための無料期間はどのくらいを想定していますか。

教育総務課長 来年度、受益者負担について見直していこうということになっていますので、今後は徴収する方向で検討すると協議会にも説明することとして、予定では1年間かと思っていますが、市全体のスケジュールの中で考えていきたいと思っています。

委員 無期限に無料だと、たくさん予約をとっておこうとする団体が出てきたりするので、それが心配に思えました。それから、徴収するようになったときに、そのシステムは徴収する機能を持っているのかどうかということはどうですか。

教育総務課長 機能はもともとあります。徴収に関してはシステムでできますが、そのためにはいろんな部署との調整が必要になってくるかと思っています。

委員 運営協議会を設けるということで、各団体の代表など人を集めるということですが、各地域で集めるということでしょうか、全体で運営協議会を作ることなのでしょうか。

教育総務課長 各学校ごとに運営協議会を設置します。現在もあります。

教育長 一般の方への説明会は開かれますか。

教育総務課長 一般の方については、今回の学校開放のしくみは大きく変わりませんので、予約の仕方がかわるということですので、予約システムを構築したデジタル自治推

進局の方で周知していくこととなりますが、私どもの方では、1月に教頭会で説明し、2月に開放団体への説明という形で進めていきたいと思っています。

教育長 今のシステムが、家からでもできるシステムに替わるということですね。

他にご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。採決については1議案ずつ行います。議案第64号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第64号は、可決いたしました。

教育長 続きまして、議案第65号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第65号は、可決いたしました。

教育長 続きまして、議案第66号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手

を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 66 号は、可決いたしました。

教育長 続きまして、議案第 67 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 67 号は、可決いたしました。

教育長 日程第 5 議案第 68 号 伊賀市教育委員会公印規則の一部改正についてを議題といたします。
本議案につきまして、いがっこ給食センター元気所長から説明をお願いします。

(いがっこ給食センター元気所長 説明)

教育長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご質疑なしと認めます。よって、討論に入ります。
ご意見ございませんか。

(なしの声)

教育長 ご意見なしと認めます。よって採決に入ります。議案第 68 号に対し、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員の挙手)

教育長 全員一致でございます。
よって、議案第 68 号は、可決いたしました。

日程第 6 報告説明事項に移ります。

教育長 事項①番 令和 5 年伊賀市議会 12 月定例会月議会 教育行政関係一般質問について

教育長 事項②番 寄附について

教育長 事項③番 第 19 回読書感想文コンクール審査結果について

教育長 事項④番 その他

教育長 以上で、本日の教育委員会に付議されました案件は、全て議了いたしました。
事務局から連絡等ございましたら、お願いします。

教育長 それでは、これをもちまして、第 14 回定例会は閉会といたします。議事協力
力どうもありがとうございました。

10 時 50 分 終了

以上会議の顛末を録し個々に署名する

教 育 長

教 育 委 員